



# 佐賀県公報

平成17年  
5月30日  
(月曜日)  
第12610号

## 目次

告示

(◎印は、県例規集に登録するもの)

○ 檜原県自然環境保全地域に関する保全計画の変更	(三三〇・環境課)	一
○ 結核予防法に基づく指定医療機関の辞退	(三三一・健康増進課)	二
○ 結核予防法に基づく医療機関の指定	(三三二・ "	三
○ 佐賀県種畜検査条例に基づく種畜証明書の交付	(三三三・畜産課)	三
○ 道路の区域の変更	(三三四・道路課)	三
○ 道路の供用開始	(三三五・ "	四
○ 道路の区域の変更	(三三六・ "	四
○ 道路の供用開始	(三三七・ "	四
<b>教育委員会事項</b>		
◎ 市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則(規則・一七)		五
◎ 佐賀県総合運動場条例施行規則	( "・一八)	九
◎ 佐賀県総合体育館条例施行規則	( "・一九)	三
◎ 佐賀県ヨットハーバー条例施行規則	( "・二〇)	七
<b>選挙管理委員会事項</b>		
○ 政治資金規正法第十七条第二項の規定による政治団体の公表	(告示・二五)	三

## ○ 告示

### ◎ 佐賀県告示第百三十号

檜原県自然環境保全地域に関する保全計画の一部を変更したので、佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)第四十八条第四項において準用する同条第三項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

(一) 保全すべき自然環境の特質

当地域は、花こう岩の深層風化によるなだらかな山地と浅い谷からなり、内陸部の山に囲まれた海拔六百メートルの高地であるため、昼夜の気温差が比較的大きく、林地はスギ及びヒノキの人工造林が進み、幼齡林(二〜三齡級)が多い。また、谷部は水田として利用されているが、湿地特有の湿地である。なかでも、檜原のため池周辺は、本県に残された貴重な湿地植物の自生地及び貴重な昆虫の生息地として優れた自然環境を維持している。

(二) 自然環境の保全に関する基本的な事項

ア 特別地区

自然環境保全地域百二十一ヘクタールの内八ヘクタールの特別地区は、現在の自然環境を適正に保全するため、民有地の買上げにより立木の伐採を原則として禁止するとともに、湿地植物の適正な保全に努める。

イ 保全施設に関する基本方針

特別地区内に設置する保全施設は、適正な管理に必要な最小限度とする。

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域以下「特別地区」という。)の指定に関する事項

(一) 特別地区

湿地植物、鳥獣、昆虫等の自生地や生息地である佐賀県東松浦郡七山村大字池原字檜原乙六十一の一〜二、乙六十五、乙六十六の一〜二、乙六十七、乙六十八の一〜五、乙六十九、乙七十、乙七十一、乙七十三、乙七十四の二、乙七十五、乙七十七、乙九十五及び字山口乙四百七十の十四、乙四百六十八の三、乙四百六十九の区域

(二) 普通地区

東松浦郡七山村大字池原字檜原のうち特別地区を除く区域、字山口のうち特別地区を除く区域で特別地区に流入する水系の区域及び字麻迫のうち特別地区に流入する水系の区域

三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

(一) 木竹又は湿地植物の伐採等について

ア 木竹の伐採に関する計画

特別地区に含まれる地域八ヘクタールは、原則として禁伐とする。

イ その他の例外に関する事項

特別地区に含まれる農地については、農地に係る通常の管理行為に支障を及ぼす木竹又は湿地植物の伐採及び採取は規制しない。

(二) 汚水及び排水の排出について

農林業以外の行為によつて生ずる汚水及び排水を特別地区に排出することを、原則として禁止する。

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

(一) 巡視歩道

特別地区内の自然環境を保全するために必要な巡視道を作る。

(二) 管理舎

管理舎施設を一箇所設置する。

(三) 標識

檜原県自然環境保全地域の保全に必要な案内板及び制札板を設置する。

(四) その他管理のために必要な施設

特別地区内の自然環境を保全するために必要な管理施設を設置する。

(五) 排水施設

農耕地より排出される排水は、現在の水路を利用する。

(六) 廃棄物処理施設

廃棄物集積施設を二箇所設置する。

(七) 植生復元施設

ア 地域内に自生する広葉樹と同種の植物を必要に応じて植栽する。  
イ 人工物の除去及び植生再生のための浚渫、耕起、繁茂植物の除去等を行う。

ウ 湿地跡地の再生を行う。

エ 人工林の除伐、間伐及び択伐による森林植生の再生を行う。

オ 水深制御用の堰を必要に応じて設置する。

カ その他植生の復元に必要な施設を設置する。

(八) 病害虫除去施設

枯松の伐採及び特別地区内の病害虫発生に対し野生動物の保全を図りながら駆除に努める。

(九) 砂防施設 計画なし

(十) 防災施設 計画なし

(十一) 給餌施設及び養殖施設 計画なし

●佐賀県告示第三百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	辞退年月日
溝上薬局神野東店	佐賀市神野東一丁目九番二〇号	平成一七・三・二六
じゅんせんせいのごども総合クリニック	鳥栖市下野町三〇九七番地二	平成一七・四・三〇
医療法人社団末安医院	三養基郡みやき町大字白壁二三五番地二	平成一七・三・三一
さらさ薬局	唐津市西城内六番八号	平成一七・二・二八
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	平成一七・三・三一

医療法人水光会呼子中央病院	唐津市呼子町呼子四一八二番地一	平成一七・四・三〇
アルナ薬局大川野店	伊万里市大川町大川野三〇六〇番地一	平成一七・四・一〇
アルナ薬局江北店	杵島郡江北町大字山口三三九九番地七	"
アルナ薬局鹿島店	鹿島市大字高津原四三二九番地三	"
アルナ薬局浜町店	鹿島市浜町一二八四番地二	"

●佐賀県告示第三百三十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

ゆめとも薬局	佐賀市水ヶ江一丁目五番一八号	平成一七・五・一
医療法人じゅんせんせいこのども総合クリニック	鳥栖市下野町三〇九七番地二	"
さらさ薬局	唐津市西城内六番八号	平成一七・三・一
こころクリニック	唐津市紺屋町一六六八番地三	平成一七・六・三
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	平成一七・四・一
きたはた薬局	唐津市北波多徳須恵一一九八番地二	"
医療法人水光会呼子中央クリニック	唐津市呼子町呼子四一八二番地一	平成一七・五・一
アルナ薬局大川野店	伊万里市大川町大川野三〇六〇番地一	平成一七・四・一一
ますだ歯科医院	西松浦郡有田町中部丙七九〇番地一	平成一七・五・一
げんき堂薬局	武雄市武雄町大字昭和三〇九番地二	平成一七・四・一
アルナ薬局江北店	杵島郡江北町大字山口三三九九番地七	平成一七・四・一一

アルナ薬局鹿島店	鹿島市大字高津原四三二九番地三	"
アルナ薬局浜町店	鹿島市浜町一二八四番地二	"

●佐賀県告示第三百三十三号

佐賀県種畜検査条例(昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)第七条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

(豚)

証明書番号	名号	品種	生年月日	産地	飼養者住所・氏名
平一七年第一号	スター一八二六四フィールドキング二一五	大ヨークシャー	平成一三・五・二四	埼玉県	小城市牛津町柿樋瀬七三一―二板橋 正弘
平一七年第二号	スター一七三七一フィールドチャンプ一五―三	"	平成一四・九・一三	埼玉県	"
平一七年第三号	ゼンノータブル一〇〇三一二七四九	"	平成一五・七・二四	岩手県	"

●佐賀県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月三十日から平成十七年六月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
富土三瀬線 県道	佐賀郡富士町大字藤瀬字本村四 六番一地从先から 佐賀郡富士町大字藤瀬字本村二 三番一地先まで	佐賀郡富士町大字藤瀬字本村四 六番一地从先から 佐賀郡富士町大字藤瀬字本村二 三番一地先まで	四二・八 一三・二	二五二・四
	佐賀郡富士町大字藤瀬字本村四 六番一地从先から 佐賀郡富士町大字藤瀬字本村二 三番一地先まで	佐賀郡富士町大字藤瀬字本村四 六番一地从先から 佐賀郡富士町大字藤瀬字本村二 三番一地先まで	一六・〇 六・〇	二四三・九

●佐賀県告示第三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月三十日から平成十七年六月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富土三瀬線 県道	佐賀郡富士町大字藤瀬字本村四六番一地从先から 佐賀郡富士町大字藤瀬字本村二三番一地先まで	平成一七・五・三〇

●佐賀県告示第三百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月三十日から平成十七年六月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
富土三瀬線 県道	佐賀郡富士町大字関屋字長淵三 三六八番一地从先から 佐賀郡富士町大字関屋字柳ノ本 三二五二番一地先まで	佐賀郡富士町大字関屋字長淵三 三六八番一地从先から 佐賀郡富士町大字関屋字柳ノ本 三二五二番一地先まで	八九・四 一一・八	一、三一七・四
	佐賀郡富士町大字関屋字長淵三 三六八番一地从先から 佐賀郡富士町大字関屋字柳ノ本 三二五二番一地先まで	佐賀郡富士町大字関屋字長淵三 三六八番一地从先から 佐賀郡富士町大字関屋字柳ノ本 三二五二番一地先まで	一九・三 六・三	一六五・八

●佐賀県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月三十日から平成十七年六月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 富士三瀬線	佐賀郡富士町大字藤瀬字本村三三番八地先から 佐賀郡富士町大字関屋字長淵三三六八番一地先 まで 佐賀郡富士町大字関屋字長淵三三六八番一地先 から 佐賀郡富士町大字関屋字柳ノ本三二五二番一地 先まで	平成一七・五・三〇

○ 教育委員会事項

市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則をここに公布する。

平成十七年五月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

◎佐賀県教育委員会規則第十七号

市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、市村記念体育館設置条例（昭和三十八年佐賀県条例第三号。以下「設置条例」という。）及び市村記念体育館使用料条例（昭和三十八年佐賀県条例第四号。以下「使用料条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 設置条例第三条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる

書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他教育委員会が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 市村記念体育館（以下「体育館」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 体育館の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一項の事業計画書の内容が、体育館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

第四条 設置条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち体育館の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一月につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休館するときは、教育委員会に協議しなければならない。

(開館時間)

第五条 管理の基準のうち体育館の開館時間は、一日につき十二時間以上とする。

(使用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者が体育館の施設の使用を許可しないこと

ができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 体育館の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 体育館内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 体育館の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が体育館の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができるときは、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請の内容に偽りがあつた場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により体育館の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(競技場使用料の減免)

**第七条** 使用料条例第四条第一号から第三号までの規定に該当する場合は、当該競技場使用料の二分の一に相当する額を減額する。

2 使用料条例第四条第一号の規定により競技場使用料の減免を受けようとする者は、競技場使用料減免申請書(様式第一号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定により提出された競技場使用料減免申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀県教育委員会が別に定めるところにより、競技場使用料の全部を免除し、又はその二分の一に相当する額を減額するものとする。

(使用料の還付)

**第八条** 使用料条例第六条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を教育長に提出しなければならない。

い。

(事業報告書の提出)

**第九条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 体育館の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 市村記念体育館の管理に関する規則(昭和六十二年佐賀県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、体育館の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## 様式第1号(第7条関係)

No. \_\_\_\_\_

## 競技場使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり競技場使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

使用団体名及び  
責任者氏名競技場利用区分  全部   $\frac{1}{2}$ 使用目的  
(行事の名称、概要等)

使用日時	年 月 日から		年 月 日まで	
	準 備	使 用	原 状 回 復	
	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで

減額(免除)の理由

競技場使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
		円	円

## 様式第2号（第8条関係）

## 使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 号
納 入 年 月 日	年 月 日
還付を受けよう とする金額	金 円
還付を受けよう とする理由	
備 考	
還付金振込口座	銀行 支店（普通、当座）口座番号 口座名義人

注 この請求書には、使用料の領収書（写）を添付してください。



佐賀県総合運動場条例施行規則をここに公布する。

平成十七年五月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十八号

佐賀県総合運動場条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県総合運動場条例(昭和四十四年佐賀県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

**第二条** 条例第八条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他教育委員会が必要と認める書類

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県総合運動場(以下「運動場」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 運動場の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、運動場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(供用の期間及び時間)

**第四条** 条例第八条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち運動場を使用に供する期間及び時間は、別表に定める期間及び時間以上とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、運動場を使用に供する期間及び時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により運動場を使用に供する期間及び時間を変更するときは、教育委員会に協議しなければならない。

(使用の制限)

**第五条** 管理の基準のうち指定管理者が運動場の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 運動場の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 運動場内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 運動場の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が運動場の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請の内容に偽りがあつた場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により運動場の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(施設使用料の減免)

**第六条** 条例第六条第一号及び第二号の規定に該当する場合は、当該施設使用料の二分の一に相当する額を減額する。

- 2 条例第六条第三号の規定による施設使用料の減免を受けようとする者は、施設使用料減免申請書(様式第一号)を教育長に提出しなければならない。
  - 3 教育長は、前項の規定により提出された施設使用料減免申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀県教育委員会が別に定めるところにより施設使用料の全部を免除し、又はその二分の一に相当する額を減額するものとする。
- (使用料の還付)
- 第七条** 条例第七条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を教育長に提出しなければならない。
- (事業報告書の提出)
- 第八条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 一 運動場の管理の業務に関する事業報告書
  - 二 決算に関する書類
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 佐賀県総合運動場の管理に関する規則(昭和四十四年佐賀県教育委員会規則第三号)は、廃止する。
  - 3 (経過措置)  
この規則の規定にかかわらず、運動場の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

区 分		期 間	時 間	
陸 上 競 技 場		1月4日から12月28日まで	8時30分から21時まで	
補 助 競 技 場		1月4日から12月28日まで	8時30分(占有使用の場合は、日の出)から日没まで	
ランニングコース		1月4日から12月28日まで	8時30分から21時(占有使用の場合は、17時)まで	
水	50メートルプール	5月20日から9月10日まで	8時30分から17時(7月1日から8月31日までの間は、19時)まで	
	飛込プール			
泳 場	室内プール	冷水期間	5月20日から9月10日まで	8時30分から17時(7月1日から8月31日までの間は、19時)まで
		温水期間	9月20日から12月27日まで及び1月5日から5月10日まで。ただし、月曜日を除く。	10時から17時まで
庭 球 場		1月4日から12月28日まで	8時30分から日没まで	
球 技 場		1月4日から12月28日まで	8時30分(占有使用の場合は、日の出)から日没まで	
エアーライフル射撃場				
ボクシング場				
フェンシング場				
馬 術 場		1月4日から12月28日まで	8時30分(占有使用の場合は、日の出)から日没まで。ただし、馬房については、0時から24時まで	
合 宿 所		1月4日から12月28日まで	0時から24時まで	

## 様式第1号(第6条関係)

No. \_\_\_\_\_

## 施設使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり施設使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

団 体 及 び 責 任 者 氏 名						
使用施設の種類						
使用目的 (行事の名称、概要等)						
使用日時	年 月 日から		年 月 日まで			
	準 備		使 用		原 状 回 復	
	日 時 時	曜日 分から 分まで	日 時 時	曜日 分から 分まで	日 時 時	曜日 分から 分まで
入 場 人 員	幼 児 (4歳以上)	小 学 校 児 童 中 学 校 生 徒 高 等 学 校 生 徒	左に掲げる者以外の者(乳児及び4歳未満の幼児を除く。)		総 計	
	人	人	人	人	人	人
減額(免除)の理由						
施設使用料	減免前の金額		減免する金額		徴収する金額	
	円		円		円	

## 様式第2号（第7条関係）

## 使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

使用する施設等	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 号
納入済年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金額	金 円
還付を受けようとする 理由	
備 考	
還付金振込口座	銀行 支店（普通、当座）口座番号 口座名義人

注 この請求書には、使用料の領収書（写）を添付してください。

佐賀県総合体育館条例施行規則をここに公布する。

平成十七年五月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十九号

佐賀県総合体育館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県総合体育館条例(昭和六十一年佐賀県条例第八号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第九条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に關する書類
- 四 その他教育委員会が必要と認める書類

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県総合体育館(以下「体育館」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 体育館の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、体育館の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

第四条 条例第九条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち体育館の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、一月につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休館するときは、教育委員会に協議しなければならない。

(開館時間)

第五条 管理の基準のうち体育館の開館時間は、一日につき十二時間以上とする。

(使用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者が体育館の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 体育館の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 体育館内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 体育館の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が体育館の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請の内容に偽りがあつた場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合
- 3 指定管理者は、第一項第四号の規定により体育館の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

## (施設使用料の減免)

**第七条** 条例第七条第一号又は第二号の規定に該当する場合は、当該施設使用料の二分の一に相当する額を減額する。

2 条例第七条第三号の規定により施設使用料の減免を受けようとする者は、施設使用料減免申請書(様式第一号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定により提出された施設使用料減免申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀県教育委員会が別に定めるところにより、施設使用料の全部を免除し、又はその二分の一に相当する額を減額するものとする。

## (使用料の還付)

**第八条** 条例第八条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を教育長に提出しなければならない。

## (事業報告書の提出)

**第九条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

一 体育館の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県総合体育館の管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県総合体育館の管理に関する規則(昭和六十一年佐賀県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

## (経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、体育館の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## 様式第1号(第7条関係)

No. \_\_\_\_\_

## 使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

使用団体名及び 責任者氏名						
使用施設の種類				利用区分		
使用目的 (行事の名称、概要等)						
使用日時	年 月 日から		年 月 日まで			
	準 備	使 用		原 状 回 復		
	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで	日 曜日 時 分から 時 分まで	
減額(免除)の理由						
施設使用料	減免前の金額		減免する金額		徴収する金額	
	円		円		円	

## 様式第2号（第8条関係）

## 使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

使用する施設等	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 号
納入年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金 額	金 円
還付を受けようとする 理 由	
備 考	
還付金振込口座	銀行 支店（普通、当座）口座番号 口座名義人

注 この請求書には、使用料の領収書（写）を添付してください。



佐賀県ヨットハーバー条例施行規則をここに公布する。

平成十七年五月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第二十号

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県ヨットハーバー条例(昭和六十三年佐賀県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

**第二条** 条例第六条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

- 四 その他教育委員会が必要と認める書類  
(指定の基準)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行ふ。

- 一 佐賀県ヨットハーバー(以下「ヨットハーバー」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 ヨットハーバーの施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、ヨットハーバーの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休場日)

**第四条** 条例第六条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうちヨットハーバーの休場日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までを除き、設けないものとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休場することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休場するときは、教育委員会に協議しなければならない。

(開場時間)

**第五条** 管理の基準のうちヨットハーバーの開場時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間以上とする。

- 一 一月一日から四月三十日まで及び九月一日から十二月三十一日まで 午前八時三十分から午後六時三十分までを含む十時間
- 二 五月一日から八月三十一日まで 午前八時三十分から午後八時までを含む十一時間三十分

(使用の制限)

**第六条** 管理の基準のうち指定管理者がヨットハーバーの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 ヨットハーバーの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
  - 二 ヨットハーバー内の秩序を乱すおそれがある場合
  - 三 ヨットハーバーの施設又は設備をき損するおそれがある場合
  - 四 その他管理上必要があると認める場合
- 2 管理の基準のうち指定管理者がヨットハーバーの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。
- 一 使用許可申請の内容に偽りがあつた場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定によりヨットハーバーの施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第四条第一号又は第二号の規定に該当する場合は、当該使用料の二分の一に相当する額を減額する。

2 条例第四条第三号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第一号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定により提出された使用料減免申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀県教育委員会が別に定めるところにより、使用料の全部を免除し、又はその二分の一に相当する額を減額するものとする。

(使用料の還付)

第八条 条例第五条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を教育長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

一 ヨットハーバーの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県ヨットハーバーの管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県ヨットハーバーの管理に関する規則(昭和六十三年佐賀県教育委員会規則第七号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、ヨットハーバーの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## 様式第1号(第7条関係)

## 使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日(曜日)	時 分から
	年 月 日(曜日)	時 分まで
使用する施設		
使用目的 (行事の名称等)		
減額(免除)の理由		
使用料	減免前の金額	徴収する金額
	減免する金額	

様式第2号（第8条関係）

使用料還付申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

使用する施設	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日佐賀県教育委員会指令 佐ヨ第 号
納入年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金 額	金 円
還付を受けようとする 理 由	
備 考	

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成十七年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年五月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党三根町支部	原野 辰義	古賀 通	三養基郡みやき町大字西島二五〇の二
自由民主党佐賀県杵島郡第三支部	藤瀬 正男	谷口 重光	杵島郡大町町大字大町一六八七番地五二

二 資金管理団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
木下知己政経研究会	木下 知己	中木原博文	佐賀市卸本町四―二
伸政会	岡崎 正伸	江口 豊明	伊万里市新天町四七五番地四五
富崎一巳政経懇話会	富崎 一巳	中島 憲昭	佐賀市鍋島二丁目一番一号
藤田たかいき後援会	藤田 高生	山本 信子	伊万里市松島町三六三―一
龍飛会	藤田 龍之	中村 敏郎	佐賀市日の出二丁目一九番一六号

三 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
赤司茂實後援会	檜枝 泰人	末永 秀美	三養基郡みやき町大字江口二一八五番地一
石井義男後援会	田口 廣見	石井 直美	佐賀市鬼丸町一七―一七
いとう茂後援会	亀山 信二	光武 博之	鹿島市浜町二二四五番地二
井上不二夫後援会	有家 年己	井上キクエ	三養基郡基山町大字小倉一四〇番地
内川妙後援会	吉田 和恵	内川トシ子	三養基郡みやき町大字原古賀七四五―五四
浦泰孝後援会	鳥谷 茂	前田 孝之	杵島郡山内町大字宮野二一八
うるしはら悦子後援会	三好美智子	漆原 牧子	三養基郡上峰町大字坊所一七九六番地五三
大塚せいご後援会	森田 徳郎	小野原 宏	鹿島市浜町二二〇四
岡崎正伸後援会	川本 敏廣	江口 豊明	伊万里市新天町四七五番地四五
笠原征夫後援会	樋渡 一心	渡辺 隼人	武雄市若木町大字川古一四八三番地
川内丸信吾後援会	川内丸信吾	落合 全	多久市北多久町大字小侍二〇七四番地
川原博幸後援会	谷口 英一	甲斐 仁美	唐津市鏡二五三九番地二
木下知己後援会	飯笹 輝美	中木原博文	佐賀市卸本町四―二
九州新幹線建設推進協議会	安田 承福	佐藤 季穂	鳥栖市河内町二八六七番地
久原正裕後援会	久原 丈幸	早苗	杵島郡白石町大字福富一九四六番地
久保山幸道後援会	久保山幸道	平川 誠	三養基郡基山町大字宮浦七五五―一
熊本大成後援会	井手 尚徳	宮崎 雅己	唐津市佐志南三八七二
古賀和夫後援会	中村 茂己	尾形 武恒	多久市西多久町大字板屋八七四二番地

古賀まもる後援会	高倉 重利	坂井 竹利	杵島郡江北町大字下小田一五三
古賀安(行)後援会	古賀 貞美	井手 敏	神埼郡千代田町大字下板一〇九一
坂井隆憲後援会三根支部	今井 学	古賀 通	三養基郡みやき町大字天建寺一四〇六
酒井幸盛後援会	金尾 栄	増本 繁	唐津市鎮西町名護屋三六一四
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	植田 里砂	唐津市鏡四一六〇番地二
政治結社 大日本建義塾	山田 安博	稲富 伸之	佐賀市鬼丸町一―五開運堂ビル二階
政治結社 大日本大志会	田中 淳二	田中 康介	佐賀市鬼丸町一―五開運堂ビル二階
そえじま義和後援会	小池 龍善	大財 森一	佐賀郡大和町大字東山田三九七一
高島勝美後援会	高島 勝美	吉谷 鎮優	神埼郡三瀬村大字三瀬二七六八番地一
多久市活性化市民協議会	瓦田 一生	牟田 章	多久市北多久町大字多久原七〇二六番地
田口靖後援会	秀島 忠利	田島 保	藤津郡太良町多良一八六一
田崎ひとほる後援会	中江 定吉	出 信仁	唐津市肥前町切木乙四一〇番地四
立石輝明後援会	立石晋代子	石松 利江	三養基郡みやき町大字養原四六一八番地
千綿まさあき後援会	千綿 正明	野中 悟	佐賀市鍋島町大字森田二二〇五番地
寺山富子後援会	吉原 喜一	高森栄司郎	鹿島市大字高津原三九四二番地
徳田芳照後援会	古賀 文二	百武 安雄	小城市牛津町牛津八八番地二七
富崎一巳後援会	高取 善一	中島 憲昭	佐賀市鍋島二丁目一―一
中島あつじ後援会	廣藤 雄	秀島八洲雄	西松浦郡有田町中部丙二四八六
永田敬貳後援会	田口 茂	草場 祥則	杵島郡白石町大字福富一二五三番地二
永沼彰後援会	中野 正美	永沼美佐子	神埼郡千代田町大字姉七九〇―二
なんり和幸後援会	田中 博昭	平野 泰造	小城市芦刈町芦溝二八二―一

日本の自然と環境を守る会佐賀県支部	安田 承福	佐藤 季穂	鳥栖市河内町二八六七番地
野崎秀輝後援会	野崎 哲雄	野崎 秀輝	東松浦郡玄海町大字今村四七一八の三
はちや努後援会	八谷 洋子	加藤耕太郎	神埼郡神埼町大字鶴二六〇七番地
原口義春後援会	山崎 正義	平方 謙蔵	佐賀郡大和町字国分五六〇番地
原正孝後援会	北島 敏徳	原 千佐子	三養基郡上峰町大字江迎字八枚五七五
福田輝也後援会	野田 辰昭	辻 龍弘	武雄市朝日町大字中野七九三〇―一
藤光しげろう後援会	藤光 繁郎	藤光 真理	三養基郡みやき町大字中津隈三八六九番地八
古川正敏後援会	久保 安則	渕野 休	藤津郡塩田町大字大草野丙二〇二〇―一番地
前田教一後援会	前田 信義	前田 文生	伊万里市二里町大里乙一二二番地
前田のりひろ後援会	石橋 徳松	前田 一美	武雄市武雄町大字昭和一九番地二
みとま紀美子後援会	吉岡林三郎	中牟田藤春	杵島郡江北町大字惣領分五一三八番地
宮島きよし後援会	坂田 春男	宮島多美子	神埼郡神埼町大字本堀三二九二―一九
みんなの県政をつくる会	本多 俊之	今田 真人	佐賀市新中町二〇一番四
牟田勝浩後援会	山口 善寛	牟田 弘子	武雄市若木町大字本部四五八八
山北つとむ後援会	山北 正	浦川 晟	杵島郡山内町大字鳥海一九一〇二
山口富男後援会	西野 勇	松本千登世	藤津郡嬉野町大字下野丙一〇一三
山下明子後援会	武田 昭彦	山下 虎芳	佐賀市大財一丁目五―四四
吉浦らいししょう後援会	吉浦 清敬	無津呂英彦	佐賀郡富士町大字上無津呂二七三八番地

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年五月三十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷